

2008年12月市議会一般質問

日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一問一答で一般質問を行います。なお、大きな2つ目の項目の(1)と(2)はそれぞれ別項目として一般質問をいたします。

まず、大きな項目の合併政令指定都市構想の課題について、

1999年から合併特例債という国の財政優遇措置により、市町村合併が一気に進みました。市町村の数は10年間で3,232から1,781に45%も減少したことになります。千葉県も35市町村が11市に統合され、24自治体が減少しました。日本共産党は、合併だから反対とか、合併には賛成という、合併そのものについて固定的な態度を持っているわけではありません。しかし、合併や政令市移行によって自治体の権限が拡大し、それまでできなかった大型開発を中心とする事業を効率的に進める一方で、地方自治体の基本であるきめ細かい住民サービスを切り下げるなどの多くの弊害が生まれています。我が党は地方自治体の精神にのっとり、こうした逆立ち政治をひどくする市町村合併の押しつけには反対し、合併問題はあくまでも住民の意思を尊重して決めるべきであるという立場で臨んでいます。こうした基本的視点から、以下伺います。

このほど市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市4市による東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会が、4市が合併して政令市に移行した場合について最終報告書案を発表しました。また、国の動向も若干の変化があるようです。これらをもとに伺います。

(1)財政負担の影響について。

この報告書案の「第6章 合併及び政令市移行に伴う財政への影響」では、4市が合併して政令市になることに伴い、権限や事務が増大する分の財源は必要額確保される、むしろ宝くじが発行できるので35億円の黒字が出て、新たな住民サービス向上にその分回せる、政令市になれば財政のメリットは高いという大変都合のよいと言わざるを得ない内容になっています。そこで、これらの明確な根拠について、市の認識、簡潔にお聞かせください。

(2)市民サービス向上と市民の声の反映について。

報告書案第7章には「合併や政令市移行に伴って懸念される事項等」として、公共施設が統合されて利便性が悪くなるのではないかと、市民負担は重く、市民サービスは低い水準に統合

されるのではないかと、議員の数が大幅に減少されることにより、議会への住民の声の反映が難しくなるのではないかと、市民と行政が遠くなり、行政の監視力が低下するのではないかなどなど挙げています。これらのデメリットについて、市の認識についてお聞かせください。

(3)国の動向について。

総務省は合併が予想以上に進んだことや、合併の弊害が各地で見られるようになったため、新合併特例法の有効期限である2010年3月をもって市町村合併を推進する方針を見直す検討をしているとの新聞報道がありました。こうした国の動向をどうとらえているのか、市の認識をお聞かせください。

企画部長。

それでは、合併政令指定都市研究の課題に関する3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の財政負担の増減推計における積算根拠の確実性についてでございます。4市における研究では、合併及び政令市に移行する場合の財政面における負担、影響について、合併時期を平成25年度、政令市移行時期を平成27年度と仮定し、歳入歳出の両面から増減の推計を行ったところでございます。合併し、中核市にとどまる場合の推計において、歳入面では、定量化して推計することが可能な地方交付税の増減及び中核市である船橋市における事務移譲の実績をもとに推計を行い、約35億1,000万円の減少が見込まれるとしております。一方、歳出面では、合併に伴う議員、特別職、職員などの人件費、中核市移行による事務移譲の影響及び公共施設の統廃合による維持管理費についての推計を行い、約35億5,000万円の歳出減が見込まれるとし、これにより4市が合併して中核市にとどまる場合の財政負担の増減はほぼ均衡するものと推計してしております。一方、政令市へ移行する場合の歳入面では、道路関係財源を除き地方交付税の交付額が約50億円、事務移譲に伴う財源が約14億円、そのほか宝くじの収益金として約30億円、合計94億円の歳入が増加すると推計してしております。歳出面では、道路整備事業債、国直轄事業負担金などは算定困難とした上で、事務移譲に伴う人件費について約13億円、事業費として約46億円の増加が見込まれるとしており、このことから、政令市に移行した場合、財政面では約35億円の余剰が生じると推計してしております。このような財政推計の際には、この積算根拠となる項目、金額が確かな要因と数値に基づいて試算され

ることが望ましいと考えておりますが、積算上必要な項目であっても不確定条件が多く試算が困難であるとか、宝くじ収益金のような県との協議の上決定される数値の場合は、あくまでも参考として推計せざるを得ないなどの一面がございます。したがって、本研究の財政推計では、積算可能な必要な項目について、できる限り確かな数値により算出を行う反面、根拠が不十分な数値は一定の条件のもとに算出した仮置きの数値で推計しているものでございます。

次に、2点目の合併政令市移行によって懸念されるサービス水準の低下、住民の声の反映の低下などの課題についてでございます。報告書では、「合併により一般的に懸念される事項」の中で、市役所や公共施設が遠くなる、公共施設の統廃合による利便性の低下、市議会議員の減少で住民の声が反映されにくくなるといった点について整理をしております。まず、公共施設の統廃合による利便性の低下についてであります。先ごろ全国町村会の研究会により全国の市町村で平成の大合併を検証する聞き取り調査を行ったとの報道がございました。調査結果では、合併して市役所や役所が遠くなった、本庁舎のある地区から遠い周辺部が衰退しているといったマイナス点が浮き彫りにされ、平成の大合併が住民サービスの低下を伴ったとの分析がされておりました。合併により懸念される市役所が遠くなったという課題に対しましては、地域状況等を念頭に、単に統廃合による効率化という財政的な観点のみの判断ではなく、施設の社会的な役割、市民の利便性などを十分に踏まえた公共施設の再配置計画を練り、住民の不安や不便を取り除く対応が必要と思っております。また、議員定数が減少することによる住民の声の反映が低下するといった課題に対しては、議会を通じた間接民主主義を補完する十分な仕組みの構築と機会の提供が必要であると認識しております。アンケートやインターネットを通じた市民意見の徴集、あるいは市民に身近なところで直接意見を聞ける懇談会の実施、地方自治法に基づく地域協議会の設置なども考慮して対応しなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、仮に合併する場合には、合併協議会においてさまざまな協議、調整が行われることとなりますが、住民サービスの水準や利便性の低下、あるいは住民の声の反映の低下を招くことのないように、多くの住民が納得できるような形で協議を行うことが重要であると考えております。

次に、3点目の国の合併推進機運の変化、今後の動向や影響についてでございます。全国に

おける市町村合併は、平成 17 年 7 月の市町村の合併の特例に関する法律の改正において、国が 7 割を補てんする合併特例債の発行など財政優遇措置が盛り込まれたことにより一気に加速し、平成 11 年 3 月の時点で 3,232 あった市町村の数が、平成 18 年 3 月時には 1,821 まで減少いたしました。その後、旧合併特例法を引き継ぐ形で、平成 17 年 4 月、新合併特例法が 5 年間の時限法として施行となりましたが、財政優遇措置における国の補てんの割合が 4 割から 5 割に減少するなどの要因の影響からか、全国における市町村の合併の勢いは平成 18 年度以降、徐々に低下の傾向にあります。本年 6 月、総務省では研究会を設置して、平成の合併における効果、課題などについて評価、検証、分析を行っております。それによりますと、合併による全国の市町村数の変化について、市町村合併後の自治体数を 1,000 を目標とするという当初の方針には届いていないものの、今回の合併については相当程度の進展を見せているという評価をすることができるとしております。新合併特例法の失効期限が 1 年 3 カ月後に迫る中、それ以降の取り組み方針について国からの具体的な見解は出されていないことから、具体的に申し上げることはできませんが、いずれにいたしましても、本市といたしましては、引き続き国の動向を注視しながら、合併政令市化を含む広域行政の方向性を見きわめてまいりたいと考えております。 以上でございます。

谷藤議員。

それでは、再度伺います。

まず、財政への影響についてですが、不確定条件が多く試算が困難であるとか、あくまで参考値として推計をしたとか、ますますわからないわけでございます。そこで、大きく 2 点、細かくは 5 点になるかと思えます。内容によっては財政部長にお答えいただいたほうがいいかなと思う部分もありますが、その辺について、よろしく願いいたします。

総務省は、合併により 10 年間で 1.8 兆円の財政削減効果があるとしています。市町村合併は権限を地方に与える以上に、国の財政削減が大きなねらいであることは間違いないわけです。そういう意味では、こういう楽観的な推計ではなく、厳しく見るのが当然ではないかというふうに思います。道路建設費や道路財源を推計できないとしていることについてなんですが、報告書案では、道路特定財源としては歳入で 100 億円は確保できる、しかし、道路関連の歳

出は10億円以外は算定不能、この試算がどうして成り立つのか理解できませんので、どのような事業が考えられるのか、そのぐらいははっきりとさせていただきたいと思います。

千葉県の平成19年度決算特別委員会で、我が党の丸山慎一県議員が質問して明らかになりましたけれども、4市が合併して政令市に移行した場合に、東京外郭環状道路の県の負担分はすべて政令市に移管されるということです。その額は決算委員会で報告されたそうですが、現在の起債残高は462億円、今後の建設費、県負担分は480億円ということです。10年前の答弁ということなんですが、市川市の外環関連整備費だけでも1,400億ぐらい見込まれるというようなことをおっしゃっていたわけなんですが、大変な負担増になるのではないのでしょうか。この外環の県負担分、そっくり政令市の負担になる、この認識についてはございますか。

それから、外環以外に算定不能の中には、県から移管されて新たな政令市の負担になる事業、どのようなものが考えられるのか。例えばこれから第二東京湾岸道路計画などなどです。下水道もそうですが、さまざまな事業があるかと思いますが、その辺について、財政部長のほうがお申しければ、財政部長のほうからでもお答えさせていただきたいと思います。

それから、道路特定財源100億円、これも今、国のほうでは一般財源化との関係で確かな根拠はないわけです。そういう認識でよろしいですね。確かな根拠があるのかどうかということ。

それから、逆に言えば、道路特定財源は確実に確保できることを前提に道路を中心とした開発事業には、内容はわからないけれども、100億円つぎ込むという積算、こうした視点こそ問題ではないかと思うんですが、その辺について、市としての認識をお聞かせください。

それから、財政関連の大きな2つ目の質問です。既存の政令市の財政状況や要望の内容についてですが、県内唯一の政令市である千葉市では、経常収支比率が93.2%、実質公債費比率は24.8%、市債残高や債務負担行為、これも毎年ふえ続けています。既存の政令指定都市市長会は、国の予算要望の中で、平成19年度予算における税制上の不足額は2,935億円、教職員給与費が指定都市の負担になった場合には、さらに8,400億円不足額が拡大する、役割に見合った税財政制度が存在せず、事務事業に伴う財源措置が不十分だと力説しているわけです。平成21年度に対しての要望書でも、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため政令市の経常収支比率が悪化している、多額のインフラ整備費が必要になり、実質

公債費比率は大幅に増加している。このように大変膨大な資料とともに要望書を提出しております。こうした現状から考えると、権限や事務拡大に伴う財源は現実には大変厳しいという見方をするのが当然ではないかなというふうに思うんですが、その辺の財政に対する既存政令指定都市の要望の中身など踏まえて、認識をお聞かせください。

次は、**(2)の市民サービスや市民の声の反映の影響**について1点伺います。ことし10月、全国町村会の道州制と町村に関する研究会が発表した「平成の合併」をめぐる実態と評価、先ほど部長の答弁の中でもありました、この同じものです。私もこれをホームページでダウンロードして見ましたが、行政と住民との連帯の弱まり、役所から遠いところの衰退などさまざまな合併による弊害が全国で生まれています。地方自治体の一番の課題は、まさに身近できめ細かい市民サービス、市民に開かれた行政です。答弁によりますと、昨日の笹浪議員さんの答弁だったかと思えますけれども、多くの住民が納得できるような形で協議を行う、そして、今の段階では住民投票の段階ではないので、市独自に十分検証して、市民が判断できる材料をつくっていくというご答弁が、昨日、きょうとありましたが、この姿勢については、私は大変いいことだというふうに思います。そこで、そういう材料を提供して市民の意見聴取をする、それはどういう形がいいというふうに考えているのか。そして、最終的には、やはり住民投票を基本にする、これが民主主義の原則だというふうに思いますが、その辺についての考え方をお聞かせください。

3点目の国の動向との関係について1点伺います。自民党や財界トップの経団連が2015年から17年度を目標に、都道府県を廃止して全国に10程度の道と州を設置する道州制の構想を公表しています。国の仕事は防衛、外交、国際競争力などに集約化して、財源は大幅に削られた中で、住民サービスなどは基礎自治体に任せるということになれば、広域行政での地域格差はさらに広がる危険性があると私は考えております。先ほどの答弁では、広域行政の方向性を見きわめたいというご答弁だったかと思えますけれども、合併、また政令市、これまでの弊害などの教訓を真摯に受けとめて慎重に検証する、積極推進ではなくて慎重に検証するという基本姿勢が、まず今大事だと思いますが、その基本的な姿勢についてお聞かせください。

企画部長。

再質問にお答えいたします。

今の外環の試算についてということでございますが、これについて企画のほうからお答えいたします。国県道の事務移譲に伴い、政令市に交付される道路財源の算定につきましては、道路財源の算定基礎数値となる国県道の延長、面積などのデータをもとに、政令市である千葉市との比較から比率を求め、千葉市の平成18年度の決算額に乗じて算出し、約100億円と試算しているものでございます。また、東京外郭環状道路に関する県が発行した道路整備事業債の元利償還負担金、国直轄事業負担金などの財政負担の算出は、他の道路と同様、未確定の条件が多いため、今回の研究では算定は行わないとしておりますが、一般的には大規模な基盤整備、外環道路、こういったものでございますが、こういうものに関しての負担割合は個別の調整を行うものと聞いております。移譲される権限に相応した財源の確保についてでございますが、政令市に移行することで、県から広範な権限移譲を受け高度な行政サービスの提供が可能となる反面、移譲される多くの事務にかかわる経費も増大してまいります。多くの政令指定都市において移譲事務に相応した財政措置が不十分であるとの実態があることは、政令指定都市の市長会が都度、大都市財政の実態に即した財源の拡充について国に対して要望していることから見ましても明らかであります。本市といたしましても、現状の政令市が抱える諸課題に留意し、道路財源の一般財源化や地方交付税の制度改革など国の動向にも十分注視しながら、適宜財政への影響額の見直し等について検討する必要があると考えているところでございます。

2点目の市民サービスの低下などの課題に対する検討ということでございますけど、市民負担の増大、サービスの水準の低下、市民の利便性の低下など、合併により懸念される課題に対しまして、本市独自の詳細な調査、分析が必要と考えております。また、これらの課題につきましては、市長や学識経験者などを含めて合併協議会の中で十分に協議されていくものであります。その際、アンケートを活用したり、タウンミーティングなどを行うなど、多くの市民の意向を把握し、市民の参加を得ながら慎重に協議、検討することが必要であると考えております。合併を今する前にも、例えば市境のところの問題でも、現在でも自転車の駐輪場の問題とか、住民票の交付の問題とか、学区の問題、こういったものも今整理をしております。市民サービスの向上することを目指すということ、現在の段階でもやっているところでございます。

また、道州制についてでございますけど、これは国から地方へということで、現在の都道府県制度ができたのは明治 21 年でございますので、もう 100 年以上たっているわけでございます。こういった新しい国の動きというか、そういったものにも地方分権を推進する中で方向性は一致しているというふうに思っておりますので、地方で自立した方向として大事な方向ということで考えております。こういったものについても、今回の政令都市化ともリンクするものと考えております。 以上でございます。

谷藤議員。

答弁が抜けておりますので、私のお聞きしたことについて、もう 1 度お答えいただきたいんですね。100 億円の道路財源に対して 10 億円しか明らかにされていないわけです。それ以外の予想されることに外環が 1 つあるということについてはお話がありましたけれども、企画部長で難しければ財政部長のほうでお答えいただきたいと思うんですが、県から移管される事業は、それ以外にどういう事業が考えられるのか。今現在、それから今後、第二湾岸などもあるかと思えますし、下水道その他どういうものが入ると予想されるのか、それについてご答弁がありませんでしたので、1 つお答えいただきたい。

それから、2 つ目の市民サービス、それから住民の声の反映で、やはり最終的には住民投票を基本にするべきじゃないかということについて、今の段階では住民投票の段階ではないと、昨日、先順位の方にご答弁がありましたが、最終的にはということで質問しましたので、そういう民主主義の原則に立って、合併するかしないかについては住民が判断する住民自治というところの姿勢について、考え方についてお聞かせいただきたい。

それから、国の動向との関係ですが、既に合併政令市に移行したところで多くのデメリット、教訓があるわけですから、慎重に検証する。基本姿勢として、これまでのたくさんの教訓を踏まえて、これから考えるところでは、そういう姿勢が必要じゃないかと思っておりますので、大きくこの 3 つ、お聞かせください。

企画部長。

100 億円のことでございますが、その後のその他の費用について、過去に県が発行した道路整

備事業債の元利償還金に関する負担金や国の直轄事業に関する負担金等の額が不明でしたので、道路財源からこの費用を除いた余剰分が道路の新設改良費に活用できる分と整理しております。この報告書案の中では、歳出の総額は道路財源の範囲内であるというふうに考えております。

それから、住民自治の姿勢ということでございますけど、これについてもそれぞれの住民の方々といろいろ説明責任というか、こういったものを十分踏まえた上でやっていくということでございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

財政部長。

道路特定財源 100 億円に対する事業が 10 億円しかないということで、そのほかどのような事業が考えられるかということでございます。国の直轄事業につきましては、地方財政法によりまして、当然のことながら県につきましては、それについて一定の負担割合を負うというふうに定められているところでございます。そういう意味で、道路特定財源というものがある程度県のほう、並びに政令指定都市のほうについては交付されるという形になっているわけでございます。具体的に先ほどご質問がありましたように、外環の負担金ですとか、そういうものは当然のことながら、政令指定都市になればその負担金を、いわゆる地方財政法に基づいて負担しなければいけないというふうになるわけでございます。今後、県事業で行ってきたものについては、政令指定都市になれば、すべて国直轄事業につきましては一定の負担割合に基づいて負担をしていくということになるわけでございます。その具体的な費用ということでございますが、申しわけございませんが、その分については算定されていないという前提で計画をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。 以上でございます。

谷藤議員。

私の質問をよく聞いていただきたいんです。費用は算定できないというふうになっているから、せめて事業だけでも出せないんですかというふうに質問しているんですよ。考えられるのは十分あるんじゃないですか。財政部長さん、その辺は十分認識されていると思いますから質問しておりますので、もう 1 度お願いします。

財政部長。

具体的な事業名ということでございますが、確かに今、県のほうで行おうとしている事業につきましては、当然のことながら、いろいろ事業がございます。それらについて、どの程度の事業費になるかということ自体も、実際、市のほうで政令市のときに把握できておりませんので、具体的に算定できないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

谷藤議員。

大変問題だと思いますね。100億円の財源、これも一般財源化されてどうなるかわからないのに、歳出についてその算出根拠もわからないと言うから、せめて事業だけでもイメージが出てくるじゃないでしょうか。それぐらい地元市で、政令市に対して検討の中に全く事業名も出てこないなんていうことはあり得ないというふうに思います。何度お聞きしても出ないということは、出たくないということなのかなと、逆に本当に不透明ですね。

何度お聞きしても同じ答えしか返ってこないようですから、まとめますが、政令市への移行というのは、言うまでもなく県政と大きなかかわりがあるわけです。千葉県は今でも教育、福祉、この予算、サービスが全国最低クラスというのはずっと言われ続けています。県立病院、また県立高校統廃合などなど、そういう面では本当に残念な県政なんですけど、一方で、圏央道を初め大型道路建設などに大変熱心なわけです。外環道路、第二湾岸道路、それから外環関連経費などを含めて、県から市に移管されてくる事業というのは、大型道路だけでも大変な道路、それからインフラ整備も含めて、私は予想をはるかに超えた莫大な財政負担になるのは必至だというふうに思うわけです。その負担増が市民の暮らしや福祉のサービスに影響するということも、今でさえ千葉県政は全国、そういう意味では本当に低いわけですが、さらに深刻になってくるのかなというふうに、財政についてそれぐらい厳しく見るのが当然ではないか。市税収入や交付税の算定も、景気が上向くことが前提になっていますよね。とんでもないと思うんですね。今の情勢の中から大変厳しく見ていくのが当然だと思いますし、余りにも楽観的な推計で、これで研究会の案だということでは、市としては、これじゃないですよというものを、や

っぱり早急に明らかにしていただきたいというふうに思います。合併政令市に移行した自治体の教訓というのは、もうたくさん既に生まれているわけです。これらを教訓に、合併政令市移行ありきという検討ではなくて、住民福祉向上になるかどうか、市川市の実情、千葉県の実情に照らして十分に検証して、その情報を住民に広く公開して意見を求め、最終的には住民投票によって判断していく、このことを強く要望して、この質問に対しては終わります。

次に移ります。行徳地域の福祉施設増設について、1と2を別々に一問一答でご質問いたします。 **まず、(1)の妙典地域への保育園新設の見通しについて。**

ことし6月の私の一般質問に対して、こども部長は、妙典地域には平成21年度に保育園を建設して、22年度には開園する方向で検討していると明言されるご答弁がありました。私はもう候補地がはっきりしているんだなど、そのときすぐに思いました。先順位の質問に対する小宮山公園に対するご答弁がありましたが、これについて、今のところは住民の理解が得られていないということでしたが、もう少し経過をご説明いただきたいと思うんです。ここの場所については全く白紙だ、白紙から探し始めるんだということなのかどうか。それ以外の場所について、今どのような努力をしているのか。そして、6月議会で明言された22年度開園、こういう目標については、この目標は見つかり次第ということに変えるということなのか、この目標をはっきりと、目標を目指して最大限の努力をするということなのか、その辺の姿勢をお聞かせください。

こども部長。

小宮山公園に建設する保育園の地元説明にかかわる経過についてお答えいたします。

説明会は2回行っております。1回目は9月20日の土曜日、地域住民の方を対象に行いました。9割方は自治会の関係者の皆様でございましたんですが、市側のほうでは、妙典地区における新園の設置というのはどうしても必要だという、そういった必要性、それから、公園の3分の1を保育園にするかわりに100mの距離にある代替地を公園にする、そういった全体計画を示してご説明させていただきました。そんな中で、ご出席いただいた地元の方のご意見なんですけれども、先順位にもちょっと申し上げましたけれども、1つは、説明会の開催の周知

方法が、やはり不適切だったということでおしかりを受けております。その上で、保育園整備には賛成するんですけれども、何で小宮山公園でなければいけないのかという、そういった意見が多かったということです。それから、代替地を用意するんならば代替地に建てればいいんじゃないか、あるいはほかの公園とか、ほかの私有地は当たったんですか、それから、妙典保育園の増築ではだめなのかですとか、そういったような小宮山公園でなぜ建てなければいけないのかというのが基本でありまして、そういったご質問があったということでもあります。ご意見をいただきました。それから、2回目は、1回目のときに妙典南自治会を対象としてもう1度ということもございましたので、今度は自治会の方を対象に絞りまして、2回目の説明会をしました。ご出席いただいた方は、いろんな発言をされた方は1回目の方とほとんど同じであります。1回目に、例えば具体的にあそこの民地は当たったのか、あるいはここの場所はどうだったのかという、個々具体の場所のご指定もありましたので、そこをすべて再度ローラーをかけて、調査結果というのをもう1回報告して、やはり厳しいというふうなご報告をいたしております。2回目、そういう報告に対しまして、今度、ほかにも国有地があるのでは、そこは見たのかとか、1回目と同じような内容の協議になったということでもあります。次回はもう予定されておるんですけれども、イベントとかにも活用されているということでもありますけれども、やはり引き続きいろんな調査をしますが、保育園か公園かではなくて、保育園も地元におけるコミュニティーの核になり得るわけですから、そういったイベントの使い勝手が悪くなるというご指摘も確かにありますけれども、何とか公園と保育園が融合するような形で、また、保育園の建設自体が地元は何らかの形で還元できるような、融合できるような、そういうような案を提示する中で理解を求めていきたいというふうに考えております。

それから、白紙撤回とか、ほかの場所はということでもあります。この小宮山公園に決定する前に妙典地区の一定規模以上の土地はローラーをかけておりまして、そして適地がないということで、やむを得ず公園の活用に至ったわけで、そういった意味では、ほかに適地が、一定規模以上が確保できる土地はないということでもあります。しかしながら、市民の皆さんにもさまざまなご提案はいただいていますから、あらゆる可能性を探りながら、調査を並行して続けているということでもあります。

あと、期間の問題なんでございますけれども、確かに前議会で21年度建設して22年度オ

オープンを目指す、コミュニティゾーンのおくれでは少しちょっとつらいので、やはり早期の建設をしたいと思っておりますのは事実でありまして、今までも保育園整備というのは多く手がけてまいりまして、そのときもいろんな困難がありまして、どれ1つとして順風満帆にいったケースはなかったんです。ただ、子どもは調整会議に計画を諮って、そして議会にお知らせする、その時点では、ある種、私以下職員は退路を断った思いで臨んでいるわけでありまして。ですから、今現在、22年度少しおくれるかもわかりませんが、全力を挙げて取り組んでいるということでご了承いただきたいと思っております。以上であります。

谷藤議員。

妙典地域の保育園の必要性、この背景にはじゃんぐる保育園の問題、これが一番大きな問題としてあるわけです。わずか1年間で職員を総入れかえして、施設も大幅に改修を余儀なくされて、姉妹園は職員の不正請求で閉園に追い込まれる。こういったもうけ本位の経営者による保育園の存続、これは好ましくないばかりか、いつ撤退するかわからないという危険性があるということで急がなければならないわけです。昨日でしたでしょうか、先順位のご答弁で、今のところは落ち着いているようだということなんですが、そういう様子見をしているのではなくて、やはり安心して一日も早く保護者が子育てをできる受け皿を早急に設置できるようにしなければならない。それは、やはりそういう認可をした責任、そういう不安定な状況をつくった県と市の責任としてやらなければいけないわけですね。そういう認識はお持ちかと思っております。それでこの問題は終わりますので、そこだけもう1度お聞かせいただきたいと思っております。

こども部長。

じゃんぐる保育園につきましても、ひところより落ち着いてきましたので、現在、転園希望者は6名おります。ですから、そこにご不安をかけているというのは事実でございますから、そういう意味でも保育園の整備を急ぎたいと思っております。以上です。

谷藤議員。

大変不確定で心配ですけれども、妙典保育園のほうの混乱なども経過の中にありましたから、

じゃんぐる保育園と妙典保育園、両方、私はずっと心配しています。市の責任も大きいですから、ぜひ全力で解決に向けて、実現に向けて努力していただきたいというふうに思います。

次は、介護や療養を必要とする高齢者の現状と介護施設増設の見通しについて伺います。

この質問をするきっかけになりましたのは、幾つか相談がありました。相談事例のうち3件ご紹介したいと思います。1人は介護度2の80代の女性のひとり暮らしです。ほとんど寝たきり状態で、様子を見に行きましても、1人で歩くことはできません。6畳1間のワンルーム暮らしで買い出しもできずに、配食の弁当、これだけが頼り。それでも介護度2というのは、余りにも現状には合っていないと私は本当に思っています。隣の浦安市に息子さんが住んでいるということで、心配をして時々様子を見に来られるわけですが、この息子さんは、施設に入ると安心だというふうにおっしゃっているんですけども、利用料金等の関係で施設への申請もしていない。本当に心配をしています。2人目の方は介護度4、90代近い女性の方です。病院に入院しているけれども、受け入れてくる介護施設があれば移ってほしいと言われているということで、ご家族の方からご相談がありました。特養の状況を調べてびっくりして、これはすぐに入れそうもないということで、申請は、もうしても無駄だということでしていない。老人保健施設などいろいろ探してみたけれども、料金が高くて見合わせていると。いずれも特養については申請していないわけです。3人目の方は70代の男性で、脳梗塞の後遺症で歩けずに車いすなんですけど、週2回デイサービスには通っているということなんですけど、病院、また散歩などは70代の奥さんが車いすを押して出かける。うちの近所で、よく車いすで散歩されている姿を見かけますが、いつまで体力が続くか心配だと。ちょっと話を伺うと、すぐ30分ぐらい過ぎるほど、本当に聞いてほしいという切実な声でお話をされます。

共通しているのは、比較的料金が低い——安いといいましょうか——特養の施設は待機が多くて、いつ入れるかわからない。同時に行徳地域にはない。近くにはないので申請もしていない。それ以外の施設は料金が高いので申請していない。ヘルパーさんをお願いできることも限界がある。かといって今の生活にも限界がある。安心して利用できる施設が身近にあれば本当にいいんだけども。そして、身近に安心して相談したり、助け合える人間関係があると安心だというのが共通しているわけです。そういうことで、この質問をすることになったわけです。

行徳地域には高齢者が支払える料金の中で安心して入所できる施設が不足しているわけですが、まず行徳地域の要介護認定を受けている方の介護度ごとの人数、また、施設入所者数と特別養護老人ホームの入所者数と、その待機数、そして行徳地域の老人保健施設、特別養護老人ホームなどの必要性についての認識、建設の見通しなど、まずお聞かせいただきたいと思います。

福祉部長。

行徳地域の福祉施設の増設についての質問にお答えいたします。

初めに、1点目の行徳地域の要介護認定を受けている方の介護度ごとの人数についてお答えいたします。これは平成20年10月末現在の状況でございますが、要支援1が175人、要支援2が286人、要介護1が343人、要介護2が400人、要介護3が341人、要介護4が240人、要介護5が215人で、要支援、要介護者を合わせますと合計2,000人となっております。

次に、施設入所者数と特別養護老人ホームの入所待機者数でございますが、施設入所者数、これは特別養護老人ホームと老健と、それから療養病床の合算したものでございますが、平成20年10月の審査時点で、市内全域で1,593人、行徳地域からの入所者数は208人となっております。また、特養の待機者につきましては、平成20年7月1日現在の状況では市内全域で588人となっておりますが、このうち居宅で介護度3から5の方が最も施設入所の要望が高いと想定されますが、その方々は209人となっております。さらに、この209人のうち行徳地域の入所希望者に限りまして31人となっております。

次に、行徳地域の介護老人保健施設や特別養護老人ホームの必要性と建設の見通しについてでございますが、広域型の特別養護老人ホームや老人保健施設などの大規模な施設を建設するにはまとまった土地が必要になりますことから、比較的まとまった土地が手に入りやすい大柏地区に集中している状況でございます。行徳地域にはこのような施設はございません。しかしながら、高齢者数も要介護者数も、それぞれ行徳地区でも増加しておりますので、当然この地域にもこれらの施設が必要だとは認識しているところでございます。

今後の行徳地域での介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの建設の見通しでございますが、現在、広尾防災公園の隣接地に特別養護老人ホームと保育所の合築による福祉施設の

開設に向け準備を進めているところでございます。この施設は昨年公募を行いまして、千葉市の社会福祉法人を事業者として決定しました。本年9月に土地開発公社から施設用地を購入し、11月中旬に社会福祉法人との間で土地の使用貸借契約を締結したことから、11月末に建設工事が開始されております。この施設は1階に保育所、2階、3階に特別養護老人ホームを配置する計画で、特別養護老人ホームの定員は50人、ショートステイ10人となっております。開設は平成22年の2月を予定しております。

以上でございます。

谷藤議員。

要支援、要介護認定を受けている方が行徳だけで2,000人、入所が全体で1,593人に対して行徳は208人だと。施設が不足しているということ、それから、先ほど言ったように料金がなくて、入りたくても入れないということだというふうに私は改めて思ったところです。この待機の数ですけれども、588人全体のところを、介護度3から5が全体が209で、行徳は31人しかいませんよというようなご答弁だったかと思うんですが、そこでお聞きしますけれども、待機の数ではなくて施設の必要性なんです、特養の待機者数、3から5だけじゃなく、1、2も含めて私は必要性があるのかなというふうに思ったんですね。特養の待機者数として出された人数以上に、現状は施設の必要性が高いんだというふうに、先ほど例を挙げましたように、申請したくてもできない、あきらめている、そういう方々が相当にいらっしゃるわけです。そういう認識があるかどうか。現状認識というのは申請した方だけではなくて、現状はそうじゃなくて、それ以上に現状があるんだという認識をすることが、まず必要だというふうに思いますので、その辺についてお聞かせください。

それから、建設計画の必要性については認識しているということですが、広尾防災公園隣接地にこういう50床の特養施設が22年、1年ちょっとしてオープンするということについて、わかりましたけれども、ここに今待機している要介護3から5までの行徳の方が全部入れれば、待機者全部解消ということになってしまうわけなんです、行徳の方が優先されるということは考えられるのかどうか、その辺もお聞かせください。

それから、施設に入らないで地域で寝たきりに近い状態でも、最後まで自宅で、地域で過ご

したいんだという方もいらっしゃるわけですね。そういう方には、やはり地域で見守り、また、地域で支え合える地域ケアですね。その拠点と人材が必要になってくるわけなんです、私が住んでいる福栄2丁目には、元職員住宅として使っていた施設がございます。今、自治会の皆さん、高齢者クラブの皆さんが一部集会施設として利用されている。これは大変積極的に地域に貢献する活動をされておりますので、こうした利用の仕方を継続できるようにすることと同時に、地域ケアの拠点として人材も含めて、そういう形での今後の活用の仕方、建てかえも含めて、それも必要だというふうに思うんです。その辺の考え方についてもお聞かせいただきたいと思えます。

福祉部長。

再質問にお答えいたします。

先ほどご質問者がおっしゃったように、私どもも特養の待機者がイコール市民の現状だという認識はしておりません。先ほどのように、申し込まれていなくて今現在お困りの方もたくさんいらっしゃるという認識はしております。

それから、広尾の特別養護老人ホームの件でございますが、この施設は広域型施設として位置づけられておりますので、市内、市外、県外を問わずに入所できる施設でございます。そのために、特定の地域の方が優先的に入所できるということはございませんが、ここの土地は市が土地を提供しまして社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置、運営するということから、市と社会福祉法人の間で事業契約を締結しております。その契約の中で、市内居住者が全体の入所者の80%以上になるよう配慮することという規定を設けておりますので、行徳地域の入所待機者も含めて、市内全域の入所待機者についても配慮するように要請してまいりたいと考えております。

次に、福栄の旧職員住宅を地域ケアシステムの拠点ということのお尋ねでございます。この地区の地域ケアシステムにつきましては、南行徳公民館に相談員を置いた拠点は設置しておりますし、また、支部内を8ブロックに分けて、ブロック単位にそれぞれ地域活動は展開してきております。ご質問者がおっしゃるように施設入所をせずに住みなれた地域で暮らし続けたいという方には、地域での見守りや地域ケアシステムの充実も必要であると私どもも認識し

ているところでございます。この職員住宅につきましては、平成14年9月に職員が退去した後に、現在比較的状态のよい居室を地元自治会が利用しているといった状況でございますが、その他の居室につきましては老朽化が進んでおりますし、また、それぞれ階段室になっておりまして、利用するのもなかなか難しい部分もございます。大規模な改修を行わなければ利用の用に供するのは難しい状況でございますので、地域ケアシステムの拠点としての活用は難しいものと考えておりますが、いずれにいたしましても、活動の拠点や場所の確保は非常に重要なことと考えておりますので、今後とも地域の方々の意向を伺いながら、場所の確保に向け検討を進めるとともに必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷藤議員。

広尾防災公園隣接地の特養については、市の土地を無償提供という形になるということですよ。市川市全体の方がということでしたけれども、やっと待ちに待った特養施設が行徳にできるわけですから、優先的に使えるような形で、そういう配慮もしていただければ、地元の方々にとっても助かるのかなというふうに思います。

それから、地域ケアについては、今一番人材不足が深刻です。今後、建てかえも含めてこの地域、この職員住宅跡地、それ以外の福祉施設も含めて、地域の拠点となるような福祉施設、集会施設になるようにぜひお願いしたいというふうに思います。

まとめますけれども、介護保険料をいや応なく年金から天引きされる、必要なサービスを受けようと思っても施設が足りない、料金が高くて入れない、そしてホームヘルプサービスもどんどん限定されて利用しづらいなどなど、介護保険制度のたび重なる見直しで、保険あって介護なしという矛盾が今吹き荒れています。

だれにもみとられずに孤独死をする、老老介護で共倒れをする、こういう例も身近に多くございます。行徳地域といえども、こういう現状が身近にありますので、そういう現状をリアルにつかんでいただいて、必要な支援のあり方を引き続き積極的に検討していただきたいと要望して、質問を終わります。